

(別冊)

資料 4

上越市地域防災計画

一般災害対策編

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由																								
<p>第 1 部 総則</p>	<p>第 1 部 総則</p>																									
<p>第 1 節 計画作成の趣旨</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 共通用語等 本計画における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難場所_____</p> <p>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。_____</p> <p>(6) 避難所_____</p> <p>被災者が一定期間滞在する場をいう</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 罹災証明書 (略)</p> <p>(8) 被災者台帳 (略)</p>	<p>第 1 節 計画作成の趣旨</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 共通用語等 本計画における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定緊急避難場所</p> <p>指定される災害に対して安全であり、緊急の場合まず一時的に身の安全を確保するための場所又は施設をいう。(法第 49 条の 4 関係)</p> <p>(6) 指定避難所</p> <p>被災者が災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設をいう。(法第 49 条の 7 関係)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所をいう。</p> <p>(8) 罹災証明書 (略)</p> <p>(9) 被災者台帳 (略)</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>																								
<p>第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱 各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" data-bbox="154 1476 1353 1570"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="154 1614 1353 1709"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="154 1753 1353 1848"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<p>第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱 各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" data-bbox="1403 1476 2602 1570"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="1403 1614 2602 1709"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="1403 1753 2602 1848"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									

上越市地域防災計画 一般災害対策編

修正前		修正後		修正理由
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		組織改編 表現の適正化
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 長岡地域センター	(略)	北陸農政局 <u>(新潟県拠点)</u>	(略)	
上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄地すべり <u>事業</u> の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄地すべり <u>防止事業</u> の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関すること 6 <u>こころのケア</u> に関すること	日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関すること <u>(削除)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
一般社団法人 新潟県エルピガス協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガス安定的供給に関すること	一般社団法人 新潟県LPガス <u>協会</u> 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガス安定的供給に関する <u>こと</u>	
北越急行株式会社 <u>(追加)</u>	1 災害時における鉄道よる緊急輸送の保に関すること	北越急行株式会社 <u>えちごトキめき鉄道株式</u> <u>会社</u>	1 災害時における鉄道よる緊急輸送の保に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>会</u> 社団法人新潟県医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時の <u>こころのケア</u> に関すること	<u>会</u> 社団法人新潟県医師会	1 災害時における医療救護に関すること <u>(削除)</u>	

修正前	修正後	修正理由
第3章 災害応急対策計画 (略)	第3章 災害応急対策計画 (略)	
第4章 災害復旧計画 (略)	第4章 災害復旧計画 (略)	
第4部 油流出事故災害対策	第4部 油流出事故災害対策	
第1章 序論 (略)	第1章 序論 (略)	
第2章 災害予防計画 (略)	第2章 災害予防計画 (略)	
第3章 災害応急対策計画 (略)	第3章 災害応急対策計画 (略)	
第4章 災害復旧計画 (略)	第4章 災害復旧計画 (略)	
第5部 海上事故災害対策	第5部 海上事故災害対策	
第1章 序論 (略)	第1章 序論 (略)	
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
第1節 (略)	第1節 (略)	
<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)の役割</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 異常気象時における避難体制の確立</p> <p>第九管区海上保安本部(上越海上保安署)は、気象、高潮、波浪等に関する_____警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、無線により船舶に対し情報提供を行い、事故防止に努める。</p> <p>3~10 (略)</p>	<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)の役割</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 異常気象時における避難体制の確立</p> <p>第九管区海上保安本部(上越海上保安署)は、気象、高潮、波浪等に関する<u>特別警報</u>、警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、無線により船舶に対し情報提供を行い、事故防止に努める。</p> <p>3~10 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
第3章 災害応急対策計画 (略)	第3章 災害応急対策計画 (略)	

修正前	修正後	修正理由
第4章 災害復旧計画 (略)	第4章 災害復旧計画 (略)	
第6部 鉄道事故災害対策	第6部 鉄道事故災害対策	
<p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>(略)</p> <p>1 鉄道の現況</p> <p>本市では、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）、日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）及び北越急行株式会社_____の鉄道事業者が鉄道路線を保有し営業している。</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）は、長野県長野市の篠ノ井駅から本市の直江津駅を經由して新潟市の新潟駅までを結ぶ信越本線を営業し、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）は滋賀県米原市の米原駅から本市の直江津駅までを結ぶ北陸本線を営業している。また、北越急行株式会社は本市大潟区にある犀潟駅と南魚沼市六日町にある六日町駅を結ぶ、全長 59.5 キロメートルの第三セクター鉄道「ほくほく線」を営業している。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>(略)</p> <p>1 鉄道の現況</p> <p>本市では、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）、日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）、___北越急行株式会社及びえちごトキめき鉄道株式会社の鉄道事業者が鉄道路線を保有し営業している。</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）は、本市の直江津駅から新潟市の新潟駅_____までを結ぶ信越本線を営業し、北越急行株式会社は本市大潟区にある犀潟駅と南魚沼市六日町にある六日町駅を結ぶ、全長 59.5 キロメートルの「ほくほく線」を営業し、えちごトキめき鉄道株式会社は本市の直江津駅から糸魚川市の市振駅までを結ぶ、全長 59.3 キロメートルの「日本海ひすいライン」と直江津駅から妙高市の妙高高原駅までを結ぶ、全長 37.7 キロメートルの「妙高はねうまライン」を営業している。</p> <p>また、平成 27 年 3 月に長野金沢間を延伸開業した北陸新幹線は、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が東京駅から上越妙高駅まで、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）が上越妙高駅から金沢駅までをそれぞれ営業している。</p> <p>2 (略)</p>	<p>事業者の追加等</p>
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
<p style="text-align: center;">第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1) 市内の鉄道事業者（JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行(株)_____）は、国土交通省の指導・監督の下、関係機関の協力を得て交通環境を整備するとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努め、鉄道事故災害の発生を未然に防止する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1) 市内の鉄道事業者（JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)）は、国土交通省の指導・監督の下、関係機関の協力を得て交通環境を整備するとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努め、鉄道事故災害の発生を未然に防止する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>事業者の追加</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 各鉄道事業者の役割 (1)～(3) (略) (4) 防災体制の整備 ①～② (略) ③ 北越急行(株)_____は、法令の規定、監督官庁による各種の安全指導に従い、事故災害発生時の社内の体制等を整えておく。 (5)～(9) (略) 2～4 (略)</p>	<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 各鉄道事業者の役割 (1)～(3) (略) (4) 防災体制の整備 ①～② (略) ③ 北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)は、法令の規定、監督官庁による各種の安全指導に従い、事故災害発生時の社内の体制等を整えておく。 (5)～(9) (略) 2～4 (略)</p>	<p>事業者の追加</p>
<p>第3章 災害応急対策計画</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	
<p>第1節 計画の方針</p> <p>1 (略) 2 それぞれの責務 (1)～(3) (略) (4) 上越地域消防事務組合の責務 ①～③ (略) ④ 救急・医療救護活動 ア～イ (略) ウ 発生現場が山間地等で多数の負傷者の搬送に支障があるときは、必要に応じて消防防災ヘリコプター_____により医療機関に搬送する。 ⑤ (略) (5)～(6) (略) 3～4 (略)</p>	<p>第1節 計画の方針</p> <p>1 (略) 2 それぞれの責務 (1)～(3) (略) (4) 上越地域消防事務組合の責務 ①～③ (略) ④ 救急・医療救護活動 ア～イ (略) ウ 発生現場が山間地等で多数の負傷者の搬送に支障があるときは、必要に応じて消防防災ヘリコプター及びドクターヘリにより医療機関に搬送する。 ⑤ (略) (5)～(6) (略) 3～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第2節～第3節 (略)</p>	<p>第2節～第3節 (略)</p>	
<p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	<p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	
<p>第7部 道路事故災害対策</p>	<p>第7部 道路事故災害対策</p>	
<p>第1章 序論 (略)</p>	<p>第1章 序論 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
第2章 災害予防計画 (略)	第2章 災害予防計画 (略)	
第3章 災害応急対策計画 (略)	第3章 災害応急対策計画 (略)	
第4章 災害復旧計画 (略)	第4章 災害復旧計画 (略)	
第8部 危険物等事故災害対策	第8部 危険物等事故災害対策	
第1章 序論 (略)	第1章 序論 (略)	
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
第1節 (略)	第1節 (略)	
<p data-bbox="127 968 584 1016">第2節 それぞれの役割</p> <p data-bbox="127 1045 270 1077">1 (略)</p> <p data-bbox="127 1092 314 1123">2 県の役割</p> <p data-bbox="127 1136 276 1167">(1) (略)</p> <p data-bbox="127 1180 368 1211">(2) 施設別の役割</p> <p data-bbox="172 1224 353 1255">①～③ (略)</p> <p data-bbox="172 1268 474 1299">④ 毒物劇物貯蔵施設等</p> <p data-bbox="201 1312 1359 1436"><u>毒物劇物業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対して、次の事項を指導するとともに、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取扱う者の把握に努め、適正な取扱いについて指導する。</u></p> <p data-bbox="201 1449 1077 1480">ア 毒物劇物業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導</p> <p data-bbox="201 1493 866 1524">イ 届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導</p> <p data-bbox="172 1537 353 1568">⑤～⑥ (略)</p> <p data-bbox="127 1581 314 1612">3 市の役割</p> <p data-bbox="127 1625 326 1656">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="157 1669 264 1701"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="127 1803 323 1835">4～6 (略)</p>	<p data-bbox="1374 968 1831 1016">第2節 それぞれの役割</p> <p data-bbox="1374 1045 1516 1077">1 (略)</p> <p data-bbox="1374 1092 1561 1123">2 県の役割</p> <p data-bbox="1374 1136 1516 1167">(1) (略)</p> <p data-bbox="1374 1180 1614 1211">(2) 施設別の役割</p> <p data-bbox="1418 1224 1599 1255">①～③ (略)</p> <p data-bbox="1418 1268 1721 1299">④ 毒物劇物貯蔵施設等</p> <p data-bbox="1448 1312 2605 1392"><u>毒物劇物業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して、次の事項を指導するとともに、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取扱う者の把握に努める。</u></p> <p data-bbox="1448 1449 2323 1480">ア 毒物劇物業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導</p> <p data-bbox="1448 1493 2113 1524">イ 届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導</p> <p data-bbox="1418 1537 1599 1568">⑤～⑥ (略)</p> <p data-bbox="1374 1581 1561 1612">3 市の役割</p> <p data-bbox="1374 1625 1573 1656">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1374 1669 1540 1701">⑤ <u>その他</u></p> <p data-bbox="1448 1713 2605 1793"><u>火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物保管貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限移譲を受けた事項</u></p> <p data-bbox="1374 1803 1570 1835">4～6 (略)</p>	<p data-bbox="2620 1268 2843 1348">県計画を踏まえた修正</p> <p data-bbox="2620 1669 2843 1749">県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画（略）	
第4章 災害復旧計画（略）	第4章 災害復旧計画（略）	
第9部 集団事故災害対策	第9部 集団事故災害対策	
第1章 序論（略）	第1章 序論（略）	
第2章 災害予防計画（略）	第2章 災害予防計画（略）	
第3章 災害応急対策計画（略）	第3章 災害応急対策計画（略）	